

家族信託について

弁護士 中務 正裕
弁護士 菊地 悠



弁護士
米国ニューヨーク州弁護士
中務 正裕
(なかつかさ まさひろ)

〈出身大学〉
京都大学法学部
米国ノースウェスタン大学
コースクール(LL.M)

〈経歴〉
1994年4月
最高裁判所司法研修所修了
(46期)
大阪弁護士会登録(中央総合法律事務所入所)
2006年4月
ニューヨーク州弁護士登録
2008年10月~2012年3月
京都大学法科大学院 非常勤講師
2015年4月~2016年3月
大阪弁護士会副会長

〈取扱業務〉
国内外M&A
ファイナンス・金融法務
会社法務 等



弁護士
菊地 悠
(きくち ゆう)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院
〈経歴〉
2017年12月
最高裁判所司法研修所修了
(70期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律事務所入所(大阪事務所)

第1 はじめに

現行信託法は、①規定の任意法規化、②受益者の権利保護・強化、③多様な信託の利用形態への対応を主眼として、平成18年12月15日に改正され、平成19年9月30日に施行されています。

近年、より急速に進行する高齢化を背景に、高齢者の財産管理・財産承継の問題が取り上げられることが増えてきましたが、その対応策として信託制度を利用する手法(いわゆる「家族信託」)に注目が集まっています。

本稿では、家族信託の内容について、概要をご紹介します。

第2 家族信託とは

1 家族信託の定義

家族信託の明確な定義については法令上存在しませんが、「信託銀行や信託会社といった従来の信託業の担い手を受託者とし、信託であり、かつ、個人の財産管理や承継を主な目的として設定されるもの」²等と定義されています。

2 家族信託の目的

家族信託の主な目的は、①委託者の判断能力が低下した場合に備えて予め受託者に対して財産管理を委ねる、あるいは、②民法上の法定相続とは異なる財産承継を行う、という点に求められます。

3 家族信託の対象

家族信託の信託財産は金銭あるいは不動産が多いですが、株式、信託投資受益権等の有価証券が信託財産となることもあります。

4 家族信託の当事者

家族信託における当事者は次のとおりです。

- (1) 委託者
委託者とは、信託契約、信託遺言、信託宣言の方法によって信託をする者を指します。
- (2) 受託者
受託者とは、信託の担い手(信託財産の名義人)であり、信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的を達成するために必要な行為をすべき義務を負う者と定義されます。
家族信託の場合、委託者の親族が受託者となるケースが一般的です。特に家族信託の目的①に該当する場合には、委託者の推定相続人が受託者となるケースが殆どです。
- (3) 受益者
受益者とは、受益権を有する者を指します。
受益権とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権(以下「受益債権」という。)及びこれを確保するためにこの法律の

規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利を指します。

家族信託の場合、委託者が当初受益者として指定されるのが通例です。また、家族信託の目的②に該当する事例の場合には、委託者兼当初受益者が死亡した場合、第2受益者等として委託者の親族が指定されるケースが多いと言えます。

(4) 信託管理人・信託監督人・受益者代理人

信託管理人・信託監督人・受益者代理人(以下、「信託監督人等」といいます。)は受益者保護のため、受託者を監視・監督するために選任される者です。

家族信託の場合、委託者の親族又は弁護士・司法書士等に専門家が指定される場合がありますが、信託監督人等を選任しない場合も多くあります。

5 家族信託の設定

上記のとおり、信託の設定の方法としては、i信託契約、ii信託遺言、iii信託宣言、がありますが、家族信託の場合、i信託契約の締結により設定されるのが通常であり、公正証書が利用されるケースが多いでしょう。

第3 家族信託と他制度との比較

1 後見制度との比較

家族信託は、高齢者の判断能力の低下に備えた対策手法として利用することを想定しています。

もっとも、高齢者の判断能力の低下に対する備えという点では、民法上も後見制度が設けられていますので、両者の違いについて、簡単に説明したいと思います。

(1) 運用・財産処分の可否

後見制度の主眼は本人(被後見人)の財産管理に置かれることから、本人にとって損害が生じうような運用及び財産処分は想定されていません。他方、家族信託の場合、後見制度と同様に財産管理に主眼を置くことも可能ですが、信託行為の定め方によっては、信託財産の運用及び処分が認められます。このため、同じ財産管理といっても家族信託の方が、選択の幅が広いと言えます。

(2) 家庭裁判所の関与の有無

後見制度の場合、後見人は家庭裁判所等の監督に服さなければなりません(民法863条、876条の5第2項、876条の10第1項、任意後見契約法7条1項1号・2号等)。他方、家族信託の場合、信託管理人等が選任された場合には、その者から監視・監督を受けることとなりますが、家庭裁判所等の監督に服する必要はありません。

2 遺言制度との比較

また、家族信託は、遺言と同じく、法定相続分と異なる財産承継を行う目的での利用が想定

されておりますが、遺言による場合の違いは、以下のとおりです。

(1) 2次相続以降の財産承継の可否

遺言の場合、遺言者が2次相続以降の財産承継者を決定することはできません。他方、信託の場合、後継ぎ遺贈型受益者連続信託を利用して第2受益者等を指定することにより、2次相続以降の財産承継者を委託者が決定することができます。

次の具体例を用いて説明致します。

事例

Aは、Bと結婚し、子C及びDを設けた。その後、Bとは死別し、Eと再婚することとなった。Eには、前夫との間で設けた子Fがいる。

Aは、自己の死亡後、Eに従前と同様の生活をさせたいと思っているが、Eの死亡後は自己の資産を子C及びDに承継させたいと思っている。

上記事例において、遺言を用いた場合、Aは、各相続人の遺留分を侵害しない程度において、自己の財産を自由に承継することができます。もともと、Eが死亡した場合、Aの財産は、Eの相続人であるFに承継されることとなります。

他方、信託を用いた場合、当初受益者をC、D及びEに指定し、第2受益者をC、Dと指定すれば、Eが死亡した場合であっても、Aは、自己の財産を子C及びDに承継させることが可能となります。

(2) 財産承継後の財産管理

遺言の場合、財産承継の方法を指定するに留まるため、遺言者が遺産の管理を第三者に委ねることはできません。他方、信託の場合には、当初受益者死亡後も信託を継続することにより、信託財産の管理を委ねることが可能となります。

第4 家族信託の利点及び問題点

1 家族信託の利点

家族信託の利点としては、主に次のような点が挙げられています。

(1) 委託者の意向に応じた柔軟なスキームの設計が可能である点

信託銀行・信託会社を受託者とする場合、類型化された商品がベースとなるため、委託者の意向を忠実に反映した信託スキームを構築することは困難です。

他方、家族信託の場合、受託者が委託者の親族ということもあり、委託者の意向を忠実に反映した信託スキームを構築することが可能となります。

(2) 信託報酬等のコストを削減でき得る点

信託銀行・信託会社を受託者とする場合、信託報酬等一定のコストが発生しますが、家族信託の場合、受託者が委託者の親族であるため、信託報酬等のコストを抑えることも可能です(ただし、家族信託の組成にあたっては専門家が関与することが多く、コンサルティング・フィー等が必要となる場合もあります)。

(3) 信託銀行・信託会社では受託困難な種類・規模の財産についても信託を設定することが可能である点

信託銀行・信託会社が提供する商品では、信託財産の種類・規模に制限を設けているものもあり、信託を設定できない場合もありますが、家族信託の場合、そのような制約はありません。

2 家族信託の利用件数

遺言代用信託(目的②類型に相当)の受託件数の推

移は以下のとおりです。

■遺言代用信託の受託件数の推移 (単位:件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年度合計	41,048	29,123	14,637	10,431	10,171
累計	104,658	133,781	148,418	158,849	169,020

(注)累計の受託件数は年度末現在の計数です。

(出典:「日本の信託2019」(信託協会)9頁)

平成26年度をピークに減少傾向にあります。遺言代用信託そのものの認知度が高くなく、認知度が高まるに伴って受託件数も増加すると予想されています。

3 家族信託の問題点

他方、家族信託にも以下のような問題点があります。

(1) 受託者による不正のおそれ

受託者は、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限が与えられており、その内容は非常に広汎なものです。このため、不正への誘惑は大きいといえます。

(2) 受託者の不正に対する備えの軽視

家族信託の場合、受託者が親族であることが多いため、不正防止の必要性に対する考えが甘くなりがちです。上記のとおり、家族信託が委託者の受託者に対する個人的な信頼に基づいて組成されるため、そもそも信託監督人等を選任しない場合が多いというのもその原因といえます。

このため、親族と信託銀行・信託会社の共同受託とする方法や、弁護士、司法書士等の専門家を信託監督人に選任するという方法が提案されています。

第5 債権者等の利害関係人にとって

家族信託は、上記のとおり、遺言と同じ効果の財産承継を、委託者の生前の行為で行うことができるため、その利用件数が増加してきておりますが、委託者の債権者等の利害関係人にとっては、債権者が不知の間に委託者の財産が信託財産とされている場合なども想定されます。

債権者との関係では、信託法では、信託財産責任負担債務に基づく場合を除き、債権者は信託財産に対して強制執行、仮差押、仮処分、担保権の実行、競売または国税滞納処分をすることができない(法23I)と定められています。信託財産責任負担債務として、「信託財産に属する財産について信託前の原因によって生じた権利」(同項2号)や「信託前に生じた委託者に対する債権であって、当該債権に係る債務を信託財産責任負担債務とする旨の信託行為の定めがあるもの」(同項3号)が挙げられておりますが、一般債権の場合で信託行為に定めがない場合には、信託財産を引き当てるに債権回収ができないこととなりますし、信託前に設定した担保権については担保権が優先されるものの、信託行為に定めがない場合には被担保債権が当然に信託財産責任負担債務となるわけではありません。

このように、家族信託は、利用者にとっては親族間の財産承継に利用しやすいというメリットがあるものの、債権者等外部の利害関係人にとっては、財産構成が大きく変わるようになるため、その対応に留意が必要です。

1 田中和明編著『詳解民事信託-実務家のための留意点とガイドライン-』(日本加除出版、2018年)64頁以下。

2 田村直史『相続コンサルティングの最新手法』「銀行法務21」811号54頁